

農業経営基盤強化促進事業—農用地利用集積計画—申出書

令和 年 月 日

(宛先) 鈴鹿市長

利用権の設定を受ける者(借り手) 住 所
 (電話) 氏 名(名称)
 利用権の設定を行う者(貸し手) 住 所
 (電話) 氏 名(名称)

農業経営改善計画の認定の有無
 印 有 (認定番号 —)・ 無
 印

鈴鹿市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に基づき次のとおり同意します。

1 利用権を設定する土地(各筆明細)

番号	利用権を設定する土地					利用権の設定の内容					備考
	町 名	字 名	地 番	現況地目	面積	利用権の種類	主たる栽培作物	借 賃 10a 当り	借賃の支払方法	貸 借 期 間	
1					m ²	賃貸借・使用貸借				年	
2					m ²	賃貸借・使用貸借				年	
3					m ²	賃貸借・使用貸借				年	
4					m ²	賃貸借・使用貸借				年	
5					m ²	賃貸借・使用貸借				年	
6					m ²	賃貸借・使用貸借				年	
7					m ²	賃貸借・使用貸借				年	

※ 書ききれないときは裏面を使用してください。

2 上記、利用権を設定する土地に貸し手以外の権利者(共有者もしくは相続関係人等)の同意記入欄

住 所	氏 名	権限の種類
		印
		印
		印
		印

◎ 添付書類

- ・ 位置図(貸借期間を更新する場合を除く)
- ・ 耕作状況証明(借り手が鈴鹿市外の方の場合に限る)

◎ 利用権の設定にあたっては、設定地の地域が行う営農活動にご協力をお願いします。

1 利用権を設定する土地(各筆明細)・・・つづき

番号	利用権を設定する土地					利用権の設定の内容					備考
	町名	字名	地番	現況地目	面積	利用権の種類	主たる栽培作物	借賃10a当り	借賃の支払方法	貸借期間	
8					m ²	賃貸借・使用貸借				年	
9					m ²	賃貸借・使用貸借				年	
10					m ²	賃貸借・使用貸借				年	
11					m ²	賃貸借・使用貸借				年	
12					m ²	賃貸借・使用貸借				年	

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるほか、次に定めるところによる。

- (1) 貸借の支払猶予
利用権を設定する者(以下「甲」という。)は、利用権の設定を受ける者(以下「乙」という。)が災害その他やむを得ない事由のため、借賃を支払期限までに支払いをする事ができない場合には、相当と認められる期日までにその支払いを猶予する。
- (2) 借賃の減額
利用権の目的物(以下「目的物」という。)が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により借賃より少ない収益となったときは民法609条によりその収益の額に至るまで、乙は甲に対し借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、鈴鹿市、甲及び乙が協議して定めるものとし、必要に応じて農業委員会の意見を聞くものとする。
- (3) 解約にあたっての相手方の同意
甲及び乙は1の各筆明細に定める利用権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。
- (4) 転貸又は譲渡
乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。
- (5) 修繕及び改良
ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕できない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。
イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合は甲の同意を要しない。
- (6) 租税公課の負担
ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。
イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。
ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議のするところにより負担する。
- (7) 目的物の返還
ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を現状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増加額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増加額(土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増加額)の償還を請求することができる。
ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が整わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増加額とする。
エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。
- (8) 利用権に関する事項の変更の禁止
甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りではない。
- (9) 利用権取得者の責務
乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。
- (10) その他
この農用地利用集積計画に定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。